

集団的自衛権行使等を容認する閣議決定を撤回し
関連法律の制定等を行なわないことを求める意見書（案）

2014年7月、政府は憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行なった。集団的自衛権の行使は、日本が攻撃を受けていなくても、他国への武力攻撃に反撃して参戦するもので、戦争をしない平和国家としての日本の在り方を根本から変えるものである。

政府は長年にわたって「憲法第9条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」との見解（1981年5月政府答弁書）を踏襲してきた。このような憲法の基本原理に係わる重大な解釈の変更を一内閣の判断で行なうことは立憲主義の根本に関わる問題であり、とうてい許されない。

よって本議会は、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を速やかに撤回し、本閣議決定に基づく関連立法の制定を断念することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年3月13日

嘉 麻 市 議 会

意見書提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
防衛大臣・安全保障法制担当大臣